

風の子びれっじ空 Kuu 防災マニュアル

当事業所では、災害に対処するため、防災マニュアルを定めます。

- 1・職員を含め、人命の保護を最優先します。
 - 2・施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。
 - 3・余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

以上を基本方針とします。

迅速・的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することとなるので、全職員はあらかじめ、内容をよく理解して、安全を最優先して落ち着いて安全確保、情報収集、状況確認の対応を行ってください。

1. 防災マップの作成

災害時の避難ルートマップ、避難場所緊急避難所

(状況により変更あり)

- ① アピタ桑名店立体駐車場 桑名市中央町3丁目35
② キング観光立体駐車場 桑名市中央町1丁目70

避難ルートマップ



統括責任者 施設長

代行者 児童発達支援管理責任者

防火管理者 防火管理者

役割分担は、非常災害対策計画の役割分担表に準じる。

利用者の連絡先は会社携帯電話へ登録

災害用伝言ダイヤル 171 利用

3. 緊急電話等

災害用伝言ダイヤル 171

消防（火災、救急） 119 桑名市消防署 0594-24-5284

警察 110 桑名警察署 0594-24-0110

市町村担当課

桑名市子ども未来局子ども総合センター

子ども発達・小児在宅支援室 0594-24-1299

木曽岬町役場 福祉課 0567-68-6104

朝日町役場 子育て健康課 059-377-5652

川越町役場福祉課 059-366-7116

4. 防災対策消火器を事務所に設置

火災警報器を通路に設置

火災を発見した時は、発見者が大声または、火災警報器で周知し、消火器を使用して初期消火ができれば行う。

他のスタッフが消防署へ連絡を行う。

利用者全員を火元から離れた出入口から、一色公園へ誘導し、点呼確認する。

消防計画書に基づき、備品・設備の点検を行う。

5. 防災訓練

年に2回非常災害対策計画にある、地震、津波、火災を想定した避難訓練を行う。

6. 消防訓練

消防計画書に基づき消火訓練、避難訓練（地震・津波・火災）、通報訓練を防火管理責任者を中心に行う。

実施にあたっては、訓練実施届を桑名消防署へ提出をしての指導を仰ぐ。

7. 地震

非常災害対策計画に基づき、利用者、スタッフの安否確認、状況確認を行い、救護と避難誘導を行う。

8. 風水害

洪水警報等の情報を受けた場合は、避難準備、気象情報の収集を行っていく。

避難情報の情報を受けた場合は、避難確保計画に基づき、安全な場所に避難する。

【平常時】

消防計画の作成と防災設備の整備点検

防災体制の整備（通報、備蓄品補充・期限の確認、職員体制など）

利用者の情報管理・更新

防災訓練の適切な実施等（避難訓練・消火訓練・災害用伝言171訓練周知）

立地条件の把握と避難計画の整備

令和3年10月19日施行

令和7年11月1日改訂